

定 款

2025 年 1 月 22 日 改定

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社はプログレス・テクノロジーズ グループ株式会社と称し、英文では PROGRESS TECHNOLOGIES GROUP, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 有価証券の取得及び保有
2. 会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動のコンサルティング・支配・管理及び当該会社への人材の派遣
3. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都江東区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,000 万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第11条 当社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

- 第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当社の監査等委員でない取締役は10名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数で行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役への重要な業務執行の決定委任)

第 23 条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任限定契約)

第 24 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員である取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

2. 前項で契約を締結した監査等委員である取締役が、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該取締役の責任は会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した各取締役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当会社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(発行可能株式総数の効力発生日)

第 46 条 2025 年 1 月 22 日の臨時株主総会の決議による第 5 条（発行可能株式総数）の変更は、2025 年 1 月 10 日の取締役会で決議された株式分割の効力発生日である 2025 年 1 月 29 日から効力を生ずるものとする。
2. 本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。

(電子提供措置等の効力発生日)

第 47 条 2025 年 1 月 22 日の臨時株主総会の決議による第 14 条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している株式となった日から効力を生ずるものとする。
2. 本条は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。